議員提出議案第９号

令和８年９月２８日の総務財政委員会における奥山たえこ議員の議会の秩序及び品位を損なう言動に対する警告決議

上記の議案を提出する。

令和８年１０月１９ 日

提出者 杉並区議会議員 安斉あきら

同 小林 ゆみ

杉並区議会議長 木 梨 もりよし 様

令和８年９月２８日総務財政委員会における奥山たえこ議員の

議会の秩序及び品位を損なう言動に対する警告決議

地方自治法第１３２条において議員は無礼の言葉を用いてはならないとされ、また杉並区議会会議規則第１０４条において議員は議会の秩序及び品位を重んじなければならないと定められている。

しかしながら、奥山たえこ議員は令和８年９月２８日の総務財政委員会において、委員会審議が長時間に及んだことに関して他の議員に対し、「どうやって責任取ってくれるんですか。謝罪のお金でも配ってくれるんですか。」と発言した。

議事運営や他の議員の対応を批判することは当然に認められるが、議員間の対立について金銭の支払いを持ち出す発言は、相手方に金銭を要求する趣旨とも受け取られかねず、極めて不適切である。

また同日の委員会では、奥山議員に対する副委員長不信任動議が、議決権のある全会派、具体的には、杉並区議会自由民主党、日本共産党杉並区議団、立憲民主党杉並区議団、維新・無所属議員団、都民ファースト・笑みの会、無所属(堀部)、杉並区議会立憲民主党の全会一致で可決された。

この判断は、副委員長としての信任に関するものであって議員本人への問責とは異なるが、当該委員会において全会一致で厳しい意思が示された事実は重い。

さらに、本件発言及び委員会での経緯は複数の新聞社により報道され、杉並区議会全体の品位と社会的信頼に関わる問題となった。

それにも拘わらず、当該発言について奥山議員から区民及び議会に向けた明確な謝罪や十分な説明が公に示されたことは確認できない。

よって、杉並区議会は奥山たえこ議員の言動について、その責任を重く受け止めるよう求めるとともに、厳重に警告する。

以上、決議する。

令和８年１０月１９日

杉並区議会